

第四編 労働強化と労働災害

第一章 強制労働と労働強化

第一節 能率の低下

第二次世界大戦中、代表的な軍需産業であった鉄鋼業における労働の実態について、J・B・コーヘン「戦時戦後の日本経済」は、次のような二つの報告書を引用している。

第一は、鉄鋼統制会のそれであり、同統制会は、「労働者の個人的能率」の低下のおもな原因として、(1)食糧の不足、(2)輸送の不足、(3)住宅の不足、(4)空襲の危険と空襲による欠勤、(5)家族の疎開と長距離通勤、を指摘したうえで、こう論じた(邦訳「戦時戦後の日本経済」下巻、一一九ページ)——「食料の不足は労働者の能率が落ちた最大の要因であった。労働者には特別の食料割当が与えられており食事も若干提供されていたけれども、なお食料買出しに出掛ける必要があった。……そのうえに、鉄鋼業においては組単位での仕事が非常に重要であるだけに、基幹工または経験労働者が欠勤とか応召とかによっていなくなれば、組全体の能率が著しく低下するの

である。これは極めて深刻な事情であった」と。

第二は、大同製鋼の報告書である。日本の鋼塊生産量は、労働者一人当たりにして、一九四一年から一九四四年までの間に、ほぼ五分の二に減少したが、これは、けっして労働強化がみられなかったことを意味するものではない。大同製鋼神崎工場の場合についてみてみよう(前掲書、下巻、二一八ページ)。すなわち、手動圧延機による高熱作業に代表されるような作業環境のもとでは、「急激に労力が不足すれば(疾病、食料の不足および移動により)、これを補充するのは困難なのであるが、それというのも絶対数よりも労働者の経験がものをいうからであって、絶対数ではそう大きな破綻は示さなかった。このようにして不適合な労働者をもって補充した結果、製造能率はほとんど増加しなかったため、そのため、われわれは一九四三年以降作業時間の延長によって労働強化をはかったけれども、能率はだんだん低下し、しかも、この傾向は昨年来(一九四四年)からは勤労精神の喪失と頻繁な空襲の恐怖のため極端になっていった」のである。

一方、鉄鋼労働者もまた当時を回顧して、次のように記録している(日本鋼管鶴見製鉄所労働組合編「鶴鉄労働運動史」一九五六年刊)。
太平洋戦争がはじまると、工場は戦争一色にぬりかえられ、労働者は一日十二時間労働でそのうえ、残業、残業で、一ヵ月にろ

くに休みもなく、それを休めば、会社には、家庭訪問係がいて、家にまでやってきて、なぜ休んだかを調べられたものです。なかには、低賃金をうめるために休んでアルバイト稼ぎをやり、運わるくみつかって警察の豚箱にほうりこまれた者もありました。もちろん、このような事態は、鉄鋼業だけに特有の問題ではなかった。すべての産業部門において、青壮年男子労働力の不足、それをカバーするための労働強化、「勤労精神」高揚運動……こうした状況が展開され、一步一步、破滅の淵に近づいていったのである。たとえば、「旭電化工業株式会社社史」（一九五八年刊）の第七節「時局の急迫と労務問題」は、次のように述べている。

労務者は不足するだけでなく年齢構成は老年化する。一方生産はますます急がれるので……もはや工場内の徹底的重点操業を行い、他係への労務転換あるいは援助を行う以外に道はなかった。その頃、問題は単に人員の不足だけでなく、労務管理そのものが難しくなった。有機合成部門では次のように述懐している。

本邦現在における銃後を思ふに労務管理の困難なる今日より甚しきはなかるべし。……工員と膝を交へて数日間亘って連日懇談を行ひ、……要は一致協力社業を通じて国恩に報ずる態勢を完成し全員一団となつて国家総力戦を勝利に導くため全能力をあげるのみである。

従業員の身の上相談に応ずるために工場内に人事相談所を開設したのは、一七年（一九四二）九月であった。工場長、事務部長、人事課長らがこれに当り、むろん相談事項については絶対に秘密が守られた。……戦争はようやく長期戦の様相を呈してきたので全国的に社長重役等の「陣頭指揮」の運動が展開された。大日本産業報国会が中心となり、各統制会もこれに協力した。……にもかかわらず、やはり労務者の絶対的な不足はどうにもならない。

新聞広告、立看板、ポスターなどで募集し或は他府県にまで出張募集したが集まらない。……

在郷軍人尾久工場分会は一六年（一九四一）一月に発足して、早速未教育補充兵の教育が行われ、国民兵役にあるものの訓練も翌年中頃から始まった。これが人員不足に及ぼした影響も決して小さいものではなかった。……このため暫定的に定員を最小限度に抑えて、定員以下で所定の作業を遂行した場合は不足人員分の報酬を実際の作業者に褒賞として加給するような方法もとられた。或は臨時昇給によってその労に報いた。それでもなかなかうまくいかない。残業による過労は事故の原因ともなり、能率低下の原因ともなる。

一九年（一九四四）に入ってから、高度晒粉（ハイテスト）は軍の要望によって急速に増産対策の確立を迫られた。……当社は労力の点で如何ともし難い限度にきていることを説明し、相模海軍工廠の工員五〇名の来援を条件として増産計画を引き受けた。勤労報国隊ですらこれを求めることがほとんど不可能な実情であった。

相模工廠の工員は一応来援したものの、都合によって間もなく引き揚げた。「時局下労働強化に伴う欠勤増加を防止し、併せて生産増強を目的とし」た戦時勉勵に対する諸手当が支給された。七、八月の両月は出勤競争を実施したが、それでも出勤率はやつと八九・二％に達したにすぎない。欠勤者の半数は無届欠勤である。当時は責任感の欠除、規律の弛緩と見る向きもあった。すでに強壯者は応召し、高年齢者と女子のみが残っている。「生産増強の鍵を単に人員不足に藉口せず、与へられたる人員を十分に活用監督、最大の能力を発揮せしむるやう努力すること」こそがむしろ切実な問題となった。もはや男子の労務補充は絶望に近い状

態となった。……次から次へと揭示を出して士気高揚をはかり、或は時局を認識せしめるため雑誌「産業戦士」を配布した。

第二節 戦時下の工場

まず、第二次大戦中の工場における労働の実態を、経営者の立場から、比較的まんべんなく記述した資料の代表例として、「神鋼五十年史」の該当部分を引用しておこう。軍需工場が、どれほど急速に膨張したか、そこでは、どんな労務管理が行なわれていたか、などについての実態の一端が示されている。

従業員数の推移、満州事変、日華事変を経るに及び、工場の増設、入営応召者の補充、生産増強による要員確保等の理由から膨脹の一途をたどり、昭和十二年末で一举に八千五百名に達した。昭和十六年太平洋戦争が勃発してのちは、軍需生産に応ずるための徴用、学徒動員、女子挺身隊等によって、十九年末入営応召者五千名、動員学徒九千名、女子挺身隊員四千名を含めて遂に七万名を突破した。

給与制度、職員の給与は創業以来長期間本俸のみで構成されていたが、日華事変勃発後会社経理統制令、賃金統制令等一連の統制法規が実施され、就業条件にも強力な国家的監督が加えられるようになったため、この限度において給与の改善を図ってきた。すなわち昭和十六年に食事手当、十七年には家族手当を設け、また十八年から十九年にかけて勤務手当、住宅手当、皆勤手当を逐次設けて社会情勢の推移や勤務時間の延長等に対処した。

一方工具についてみると……大正初期に請負金制度と皆勤賞を設け、生産意欲の刺戟と出勤の奨励および収入の増加を図った。この形態は昭和十一年まで続き、その給与構成比率は基本給部分

七〇%、能率給部分二八%、諸手当部分二%であったが、十二年に臨時手当、十五年に家族手当を設けたため、十八年には四五%、三五%、二〇%の割合となり、諸手当の占める比率が増加している。その後は本給の増額および能率給の一種である付加金の設定（十九年）によって給与の改善を図りつつ終戦を迎えた。

安全管理……「昭和」十年には範を呉工廠、八幡製鉄所等にとって科学的な安全管理法を採用した。こうして安全運動は徐々にあるが神鋼全般に滲透し、十三、四年にはこれまでは反対に有名な安全工場にさえなった。十六年に神鋼産業報国会が結成された際にも、安全委員会は欠くことのできぬ組織として青年学校、健康保険組合等とならんで重要視されるに至った。十六年七月には安全係が設けられて三十余坪の安全参考室を設置し、安全に関する競争、表彰、教育、宣伝等を徹底的に行い、常に工場全体を「安全第一」の角度で眺める等当時全国に類例をみぬほどの熱意と施設をもっていたため、参観者が毎日その跡を絶たなかった。

このような努力により災害率は次第に低下したのであるが、十八、九年に及び徴用工、動員学徒、女子挺身隊員等の未熟練者が集団的に入社するようになって、この面での災害が頻発するに至り、安全管理関係者の必死の努力にもかかわらず、災害率はかえって上昇の傾向をとったまま終戦を迎えた。

養成工制度……「昭和」十年四月には見習職工教習所を青年学校令により私立神鋼青年学校と改称し、本科四年、研究科一年の課程を設けて教育の進展を図った。十四年三月工場事業場技能者養成令が施行されるに及び、同年四月組織を財団法人私立神鋼青年学校として技能者養成所をも兼ねさせ、一般工員中の青年学校就学該当者（義務制）をあわせ収容して、工業青年学校として

の内容をますます充実するに至った。青年学校の規模が大きくなると共に敷地、校舎が狭隘を告げるようになり、十七年三月阪神間青木に関西一の設備を誇った新校舎を建設したが、二十年五月十一日の空襲で焼失した。

給食制度 昭和十六年六月、食糧の配給統制および労務者用加配米制度が実施されたのを機会に、国電灘駅北側に仮炊事場を設け、初めて工員を対象とする一日約二千食の給食を請負制により開始した。十七年三月には炊事場を春日野道に移して一日平均六千食の給食を行ったが、請負業者では物資の入手が次第に困難となってきたため、十八年九月に会社直営とし、さらに能力不足となったので、翌十九年九月筒井町に約一万五千食の能力をもつ給食場を新設した。この設備も二十年六月に焼失したが、約三ヵ月で復旧した。

購買制度 大正六年、現木型工場の北側に日用品販売所が設けられ、「社倉」と呼ばれて従業員およびその家族に親しまれたのが購買制度の濫觴である。…昭和十六、七年におよび戦時配給統制が甚しく強化されてきたため、社倉も非配給物資および軍需工場労務者への報償物資の割当配給を行うに止まり、従って販売方法も漸次委託販売形式に移行し、名称も購買会と称するに至った。十九年店舗を現敏馬社宅の西に移転したが、二十年三月の空襲で全部焼失した。

第二次大戦中の工場における労働の実態を明らかにするために、とくに中小工場に注目しなければならない。たとえば、アメリカ戦略爆撃調査団の報告書も、次のように指摘している（邦訳「日本戦争経済の崩壊」四七ページ）。——「この時期には航空工業は日本の最大工業の一つとなった。キイ・ユニットは、機体では二二〇万平方フィートの敷地を有する三菱の名古屋工場と、発動機では同

じく三菱の名古屋工場で二七〇万平方フィートの敷地を有していた。組立工場には大きな製造場の面積があったにも拘らず、機体の製造と発動機の製造のかなりの比率のものが下請に出され、また部品はさらに高い比率で再下請工場に依存し、これらは下請の網の目をなしていた。工場地帯のいたるところに散在している小工場が、何千という器具や電気部品その他なにやかやを供給しており、それで近代兵器たる航空機がつくりあげられるのであった。これらの産業地帯や、巨大な面積をもつ組立工場は爆撃の格好の目標であった」と。しかし残念ながら、「これらの産業地帯」、またそこにひしめく「小工場」の労働の実態に関する資料は、つまびらかでない。

この点で、われわれにとって関心をひく資料は、最近数多く刊行されてきた労働組合史の記述である。もともと、ほとんどの組合史が、創立一〇周年を記念して編集されたものであるため、戦時中の記述は、きわめて簡略か、あるいはまったく省略してしまっているものが少なくない。それに、かんじんな「小工場」の労働組合には、今のところ自分たちの歴史を出版するだけの力もない。ここでは、われわれが検討しえたかぎりでの労働組合史のなから、戦時下の工場における労働の実態を、比較的リアルに記録していると思われるものを掲載することにしよう。

(1) 「富士フィルム労働組合の歴史」（一九六〇年刊）から

昭和十六年、太平洋戦争時代に入ってから、いままでの工場法等々は、戦時特例で消滅してしまい、富士フィルムでも、労働時間の実働九時間は、すでに棚上げになって、男子工員の十二時間労働はさらになつたし、女子も二交替十二時間労働をするようになった。女子の生理休暇などは勿論問題にならなかつた。…男子たちが応召して、職場は、女子挺身隊員をも入れて、女ばかりというところもでき、女は男の埋めあわせで、十二時間、二交

替の深夜作業をやることになった。

工場の軍隊化は、工場の管理機構、職制をも軍隊化した。富士フィルムの従業員区分は、創業以来、職員、工手、傭人、守衛と四つに区分されていた。これが、十七年一月に改訂されて、工手が工員に、傭人が傭員に、守衛が保安係員となった。ところで、工場の軍隊化とも併行し、十七年の六月になると、「職場能率組織の強化を図るために」従来の従業員の身分と職分の別をあらためて、明確に規定づけ、ここに軍事的な階級制が確立する。

この階級制の確立にともなう、従業員の間に服装から食事に至るまでの身分的区分が、はっきり表示されるようになった。重役の工場制服と帽子には、金筋が、社長のそれはベタ金となり、以下の職員、役付も、これに準ずる高下のシルシをつけた。一般従業員は、勿論、金筋には、軍隊的敬礼を行わなければならなかった。

十六年から富士フィルムでも工場給食がはじまるが、職員は、当時栄養食堂と呼ばれた第二食堂で、工員の第一食堂とははっきり区別され、戦時中も、第二食堂の方からは、カツレツのにおいがし、身分のちがいは、食物のちがいにまで発展していた。

戦時中の工場に特異な存在となっていたものの一つに、青年学校と技能者養成所というものがあつた。青年学校は、はじめ、地域的に、学校の軍事教練をうけられない徴兵年齢までの青年を対象にできた青年訓練所として出発した。これが、十一年ごろから、青年学校に改組され、義務教育の過程に入った。そこで、各工場にも、労働青年の青年学校教育の問題がおこつた。富士フィルムでは、はじめのうち、足柄の場合、南足柄青年学校に、工場青年を依託しその教育をうけさせることにしていたが、十五年四月八日、私立富士フィルム青年学校を構内に開設し、女子部も

おいた。……青年学校の教課目は、修身と普通教養の他の軍事訓練で、この間に、職業教育も行った。青年学校生は名前をつけた帽子をかぶり、特別のバンドをしめたが、面白いことには、服にポケットがなかった。寒い時、ポケットに手を入れさせぬためだつた。「戦地の兵隊を想え！」と指導員（軍事訓練担当教員、下級将校、下士官出身者）は、軍隊的ハツタリをきかせた。青年学校には、ときどきに、閲兵が行われた。閲兵するのは社長であつた。青年学校につづいて、十五年ごろから各工場に技能者養成所がつくられた。富士フィルムでは、十五年六月、足柄について小田原にこれがもうけられるが、この養成所は、戦時下の技能者の不足を補うためのシステムで、工場幹部、技術者が、直接この指導教育にあたっている。

(2) 「王子製紙労働組合運動史」(一九五七年刊)から

太平洋戦争も終りに近づくと……苦小牧工場でも、応召、入営、欠勤者の増加などで、労働力が極度に不足し、それに加えて原料木材の割当が削減され、生産量は目にみえて落ちていった。昭和十九年七月下旬より、工場内に軍隊が駐屯するようになり、ついで学徒も動員され、事務員の終業後一時間作業従事などで、労働力の不足を補ってかろうじて生産を続けていた。

昭和二十年になると、苦小牧工場創業以来の労働力の低下、輸送力の不足、資材の枯渇などで、休転抄紙機の部品をはずして使用したりして、苦しい生産がや々と続けられていた。この年の五月、「戦時緊急措置法」が施行され、苦小牧工場も「愛国第四六号工場」と呼ばれるようになった。……

丁度この頃、軍と道庁より苦小牧工場の抄紙機の疎開を指示してきた。ところが、七月三十一日、突如潜水艦の砲撃を受けた。約二〇発が事務所、調査室、火力発電所、製品倉庫、職員合宿な

どに当り、建物が相当破壊された。……従業員の動揺は激しく、数度の空襲や艦砲射撃で、家族は不安におののいていた。この砲撃で約七〇発の砲弾が落ちたと報告されている。電話は不通となり、動力線の損害で送電不能となり、第五、第一〇号抄紙機は運転休止となった。……

八月十五日、悪夢のような戦争に終止符を打って、終戦の詔書が喚発された。この時の模様を高橋重清氏は次のように語っている。

八月十五日、上司の達しにより全員事務所前に集合。かたずをのみながら、直立不動の姿勢で「終戦の詔勅」を聞いた。涙を流している者、歯をかみしめてこらえている者、どの顔も感無量、情なさというか、遂に終りに来たというか、深刻そのものであった。ポツダム宣言などわかるう筈もない。この先どうなることか、そのことのみが気懸りで、「男という男は、皆ソ連やアメリカに連れ去られる」等、色々の噂が飛びはじめた。本土に上陸された場合、殆んど死を覚悟していたので、生きる希望を失ったという状態が一番当てはまっていた。

(3) 凸版印刷労働組合板橋支部「組合十年史」(一九五七年刊)から

軍需工業は極端に拡張され好況が続けていたが、一般平和産業は多くの統制と資材の欠乏、労働力の不足等に悩まされていた。印刷産業は特にその圧迫が強く、転業廃業する者も多かったが、凸版印刷は官庁や軍関係の印刷物、それに紙幣等の仕事でむしろ極めて忙がしかった。しかし、軍需工場に比べて賃金統制令によって抑えられた賃金その他の給与は低く、従業員の中には軍需工場へ転換して会社をやめて行く者も多かった。そんな状況の中で、板橋工場でもいくらかずつ労働条件は良くなって来た。休憩

時間も正午の三十分の他に午前十時、午後三時にそれぞれ十分ずつ設けられ、賞与も工員の場合皆勤者十日分が十五日分になり、それが更に二十日分にまで増加して来た。しかし国内外の情勢の変化は一段と激しくなり、……「昭和」十六年十二月八日、遂に對米英宣戦布告となった。かくて太平洋戦争が開始されるや、それとともに職場の状態は日一日と悪化して行ったのである。

賃金は賃金統制令によって抑えられ、僅かばかりの暖をとっていた暖房設備も、電気、ガスの使用制限等によって運転休止となり、職場内には小さな煉炭火鉢が各課に配置されるような状態になった。又毎朝の出勤人員の報告は軍隊式に、課長を前にして点呼をとり「頭ツ中！」の号令で敬礼をさせられ、点呼が終ると寒さをしのぐために、天突体操や駆足等が行わせられたのである。工場は「陸軍偕行社」の管理工場となつて全員が徴用され、社員・準社員・工員はそれぞれの階級章を腕につけさせられた。全従業員を食堂にあつめた井上社長が、滅私奉公の精神にのっとり

「何も言わずにただ働け」と訓辞し、軍刀で地図を指した本間大佐が必勝の信念を説き、また会社から不良工員のレッテルを貼られた労働者が、懲罰と精神陶冶の名のもとに錬成道場に送られたりしたのもこの頃のことである。……全従業員には空襲時の退避訓練が行われると同時に、男子従業員はすべて幾班かに組織された工場警備隊に編入されたのである。

(4) 国鉄労働組合浜松工場支部「浜工労働運動史」(一九六一年刊)から

日華事変による大陸鉄道の輸送強化のため、浜松工場において九六〇〇形等の機関車の改造工事が開始されたが、太平洋戦争に入っても南方向けの改造工事が大量にあり、関係職場は昼夜をわかつたぬ突貫工事を強要された。昭和十三年から兵器製作(山砲、

野砲、航空機部品、その他)もおこなわれ、終戦までつづけられたが、これまた関係作業者は、深残業、徹夜、二交代制などの労働強化のもとに強行された。

日華事変にともない鉄道連隊の補強のために、全国工場から従業員が派遣されたが、浜工からも十三年以来、十六次にわたり北、中、南支那、ビルマ、タイ、比島方面に計二百六十一名が派遣され、そのうちの数名は華中鉄道に転出した。……

戦争も末期、もはや勉学の余裕すらなく学徒も予科練等に徴兵されていったが、工場の労働不足に対しても、徴用や学徒動員がおこなわれ、浜工にも十九年十月から、まだいたいけな国民学校生徒らが数百名動員されて来、二十年から工場に採用された。中学校からも男子二十九名、女子(挺身隊と呼んだ)二百十九名が動員配置され、夜間作業までさせられた。

戦局がますます悪化した二十年、工場はついに軍隊組織に編成され、戦場長は戦場隊長に、作業掛は分隊長に、技工手は隊員と呼ばれ、敬礼、報告などすべて軍隊式となり、毎朝点呼後には竹槍訓練がおこなわれ、女子もこれに参加させられた。しかし、如何に、軍隊式統制を固めても未熟練工が大部分のうえに、食糧、物資ともに欠乏し、また、採用者の中には多くの愚連隊的な者もあり、たび重なる空襲、そして待避の連続の中では満足する作業ができようはずはなかった。午前七時出勤、午後五時退庁の十時間制は、操業短縮の期間をのぞき、創業以来とられてきたが、日華事変以後は残業あるいは二部制が常時おこなわれるようになり、十八年十月以来、一割余分に働く運動として退庁は午後六時となり、さらに十一月からは休日(月二回)となり終戦までつづいたが、この他に、三時間、四時間の深残業、徹夜作業も常時であった。こうした強制労働による過労の結果は、当然多くの発病者

を出すこととなった。

昭和十九年十二月十三日、浜松市内に第一回の空襲がはじまったが、浜松工場も昭和二十年四月の初空襲以来、わずか三ヵ月で廃墟同然と化してしまった。このような徹底的な戦災により、工場としての機能は失われるに至ったため、運輸省においては浜工を放棄し、岐阜県土岐津に地下工場を作る案がすすめられていたが、終戦により中止となった。

第三節 戦時下の鉱山

「社会政策時報」一九四二年三月号は「戦時生産力昂揚特輯」と銘うたれたが、そのなかで、当時協調会調査部嘱託の岩城功は、「世上の言葉を以ってすれば、石炭増産においては『移動の防止、稼働率の向上』この二つこそ最上の解決対策だといふのである。一口に云へば労力の確保が先決問題だ」と書いている。しかし第二次大戦中には、炭鉱の労働力を確保しなければならぬといっても、国内の労働力給源はすでに枯渇していたうえに、炭鉱から徴兵されていく者も少なくなかった。政府の見積もりによれば、戦争中軍務に服していた炭鉱労働者は六万八千名にのぼる。そこで、婦人・年少者による補充のほか、朝鮮人の「集団移入」、勤労報国隊・徴用等の短期労働者、中国人・白人捕虜等があいついで投入された。その結果、この数年間に労働力構成は急変するにいたったが、とくに注目されねばならないのは、坑内夫なかんなく直接夫の大半が朝鮮人によって占められるようになったことである。

また、「勤労隊員は割当人数が確保されることはきはめて稀であった。誰もが炭鉱へ来たがらなかったからである。……だから炭鉱の方では毎回未経験者を迎へ、その度ごとに予備訓練をしなければ

ならない。ところが労働不足が深刻になってくるに従って、従来はまったく雑役でいどのことしかやらせなかったこれらの人々に、採炭や掘進をやらせねばならなくなった」（『社会政策時報』一九四四年一月号、某炭鉱労務課長小野哲四郎の論文）。

朝鮮人や中国人が奴隷状態で働かされていたことはいままでもないが、日本人の場合でも食糧は極度にひっぱくし、実質賃金も低下していった。労働者たちは、当時の思い出を、こんなふうに綴っている。——米が配給制度になってからは、弁当の分量を少なくしなければならず、午後からは空腹で一時間くらいしか働けず、あとは適当にさぼった。またコンベアーに大きな石を入れ機械を止めたりした。こうでもしなければ身体がもたなかった。そのころ弁当がよくぬすまれた。主食だけでなく大根葉の配給もけんか腰でないと買えなかった。したがって「明日の食糧のことを考えると夜もおちおち眠れなかった」（『三菱美唄「生活史」』）。また地下足袋その他の物資の欠乏もはなはだしかった。「地下足袋は半年に一回配給になったが、食糧がないから米と交換して食べてしまう」状態だったし、「作業衣もボロボロで、当時糸がなかったので針金で破れたところをひっぱっておりました」が、「敗戦の前年頃には物資がますますなくなり、地下足袋さえもなくなった。農家からワラを買ってきて夜おそく昇坑して疲れた体にむちうちながら明朝入坑するためにはワラジつくりまでしなければならなかった」（『炭労十年史編纂委員会「あのころのこと」』）。しかし、職場が軍事監獄のようになっていたため、就業率は終始八〇%台を下らず、労働時間も逐年延長されていった。

一九四一年以降、気違いじみた増産運動が次々に展開された。その中心母体は、同年末各鉱所毎に設けられた産報組織であった。職制は軍隊化され、命令絶対服従が要求された。分隊長の指揮する五

人組がつくられ、上席係員は小隊長、係長は中隊長、班長は大隊長、鉱業所長と呼ぶようにまでなったのである。そして、この体制を維持し、増産運動の手段となっていたのは、憲兵・検察・労務が一体の暴力であった。「月の稼働が例えば一六日に達しない者は検事局へ呼び出す。そして、会社の上司の命令に反対するものは陛下の命令に反対するものと判断していつでも処分すると嚴重に申し渡して寮へ入れた。三ヶ月は絶対に家へ帰さない。家族との面会も禁止、それで出勤一〇〇%。こういうことをやった」し、「一九四三年頃、高萩では週に一度憲兵がきて会社の労務で稼働日数なんか調べて、少し休んでいるのは長屋からひっぱってきて訓辞をたれてスリッパなんかでブンなぐられたりした。……湯本では警察と検事局が干渉した。警察の命令陛下の命令というかたちでやった」（『炭労十年史編纂委員会「資料」第三集』）のである。朝鮮人・中国人にあってはさらにいちだんと非人間的な酷使によるものであった。一九四一年以降の出炭の「停滞」も、実はこのような暴力支配によって、ようやく維持されていたわけである。

だが、一九四四年以降、就業率だけはどうやら八〇%台を終始維持しえたものの、出炭率の急落はどうすることもできなかった。つまり、前述のような暴力支配をもってしても出炭の「停滞」を維持できないほど生産設備と労働者の状態は悪化するにいたっていたのである。隠然またはなかば公然たるサボタージュ・抵抗、さらに朝鮮人・中国人らの「暴動」の発生は、その現われであった。労働者が坑内でおとなしく働いているように見える場合でも「時間延長ということの中には無意識的な抵抗があった。つまり、割当を早うやってもあと追加される。それに長くおれば弁当も下ってくる。だから長くおるという気風は「昭和」一九年頃からかなり自然発生的に出ておった」（『炭労十年史編纂委員会「資料」第一集』）。

なお、第二次大戦中における金属鉱山の労働の実態については、足尾銅山労働組合編「足尾銅山労働運動史」(一九五八年刊)の記録を引用しておこう。

大日本産業報国会を上から組織し、軍需生産の確保と「ほしがりません! 勝つまでは」の窮乏生活がおしつけられていった。足尾でも、この体制にならって「昭和」一四年九月に足尾銅山鉱業報国会がつくられ、一六年には、鉱職夫組合の後身である力行会および足尾精神団体連合会を合わせ、会長には下野十郎所長となり、ファッショ体制をかためた。……

毎月一日・一五日には坑口や工場内で朝礼がおこなわれた。鉱山訓の朗読と、生産状況、就業率の目標および、その遂行率がよみあげられた。会社は欠勤をへらすため、職場を単位に五人組をつくり、坑口や工場の入口に旗をあげ、賞金を出すなど就業率競争をおこない、その成績で労務配給の順をきめた。特に坑内の欠勤をなくするため、補導のような職制をつくり、常時社宅のなかを見回って、就業を督促した。また増産期間をつくり、選鉱女工の鼓笛隊や全山の職場の中からあつめられた音楽隊が、各職場をまわった。職場ではこの期間中、がむしゃらに働かされるので、楽隊に出るものがうらやましかつたという。

戦争がすすむにつれ、職場の中堅層は徴兵にかり出され、あるいは足尾より労働条件のよい軍需産業へ転職するなど手うすになってきたので、会社は養成所を足尾実業学校にもうけ、製図など簡単な技術教育をおこなった。一八年ごろから実地見習員・事務員制度をひろげて、実業学校卒業程度のものに社員に準じた待遇を与え、現場では組長・班長制度によって、要員の足どめをした。

この戦争によって労働力の内容も一変した。昭和一五年から朝鮮人労働者がおもに坑内の運搬夫として使われ、一七年からは、

勤労報国隊や学徒動員の人たちが選鉱・製煉を中心にどっと入ってきた。彼らは、鉱車押しや堆積所の建設などに動員され、女学生は手選に従事した。

手選を中心に働いていた選鉱女工たちは、男手不足をおぎなうため、一トンの角鉱車を通し番で押ししたり、五〇〇〇トン鉱石ビンのズリをおとすため、男たちとまじって上半身裸で作業するなど涙ぐましい努力がおこなわれた。また慣れたものがないため、捲揚げ運転の仕事をしたこともあったという。……

岸信介は、一九年秋誠之館でおこなわれたNHK放送の産業戦士に送る夕に前後して足尾を訪れ、「聖戦」をかちぬくために激励した。彼の坑内視察のため、足尾鉱業では、通洞坑連慶峙(れんけいじ)第四河鹿通洞地並―地仮中間にはりっぱな斜坑をつくった。これを「大臣梯子」と称している。

このころを頂点に足尾の生活状態は、しだいにわるくなっていった。小滝坑を中心に就業した朝鮮人労働者は、坑口のうえの二号長屋を中心に約八〇〇名いた。彼らは、鰯とトウガラの缶詰やコミヨン(トウガラシみそ)などをおかずにしていたが、それも、次第に少なくなった。このため、集団になって三養会におしかけたり、くさった芋を拾って食べるようになった。このため、栄養失調でたおれるものが多く、大根みたいに足がピンとした死体がりヤカーで運ばれた。彼らの監督は同じ朝鮮人の岩井某がやっていたが、彼は病気のため就業できない労働者を電柱にしばってなぐるなど凄惨な風景がくりひろげられた。

一九年にはいって、白人俘虜四〇〇名ほどが野路又および上砂畑の捕虜収容所に入れられ、まわりを鉄板でかこったトラックにのせられ坑外の仕事に従事し、彼らの警備のため将校以下二〇名ぐらいの兵隊が派遣されていた。

つづいて、一九年一〇月河北省の石家荘俘虜收容所から、八路軍および国民党正規兵一七五名、労働者八二名、計二五七名の中
 国人俘虜が日本政府の手によって強制連行された。彼らは：：極度の栄養失調におちいついていたため、日本へ輸送中に一名死亡し、足尾へたどりついたときは一部の「歩けないものはタンカで運んだほどで、顔は土色、手足はむくみどうしてこんな人たちをむりに連れてきたのだろうと、思わず涙がこぼれた」(昭和二八年六月四日、朝日栃木版)といわれる。このため、入山後三ヵ月たった二〇年一月までに九八名が栄養失調や消化器障害のため、バタバタと死んでいった。この死亡率は、日本へ強制労働させられた中国人の平均死亡率二〇%にくらべ、その二倍に達する高率をしめていた。：：

町の商店はほとんど閉店状態におちいり、八百屋の店さきには、わずかのコシヨンの樽が一つ二つころがっているだけで、たまたに大根葉の塩漬が入ると数分で売りきれてしまった。このため、社宅のせまい空地を掘りかえして家庭菜園をつくり、近くの山を部落別に割当てて、共同開こんした。表土のうすいやせた山野であり、肥桶を一本ずつ背負っていくというなみなみならない苦勞が重ねられたが、それもわずかにむくいられただけで、春になるとリューブの木の芽や山菜をもとめて、二里、三里とはなれた山奥にくり出した。そのため労働者の弁当は、山菜の中に米粒がうかんでいるありさまだった。また燃料不足のため、渋川をはじめ周辺の雑木林が伐られ、かつては名木を誇っていた渡良瀬・掛水の老桜も伐りたおされてしまった。このため、一九年から二〇年にかけて郷里へ食いかせぎにいくものがぞくぞくあらわれたため、就業率は激減した。

一方職場では、保安設備が不十分で採掘跡にサクもなく、炭酸

ガスが充満した切羽もあった。またがむしゃらに採掘したため、地表に抜け、木の根が出てきたとの報告で、係員が巡回にいくと、月の光がさしこんでいたという笑えぬ一コマもあり、残業をきらう労働者に対して、腕相撲で係員に勝ったら出してやる——などと増産を強要し、坑口には藁人形を置き、入坑時には竹槍で突いて入った。

このシワよせは、身よりもなく「半島」とよばれた朝鮮人労働者や、チャンコロとさげすまれた中国人捕虜の上にのしかかっていた。彼らは切羽へいっても、腰のマントをはなさないほど、中国人同志の間に食糧のぬすみ合いがおこり、乏しい配給の煙草を元手にバクチがはやった。飯場では病人が出てても病床をつくるどころもなく、小便はたれ流されたため、またたく間に赤痢が伝染し、あわてて戸棚式のベッドをつくった。

また、切羽での労働も軍隊式のきびしいものだったが、一部の例外をのぞいて日本人班長と中国人や朝鮮人労働者の間にたすけ合いがおこなわれ、労働者としての国際的な連帯がふかまった。たとえば、「坑内の喫飯所(休憩所)のことで、喫煙と飯を食べる所)に置いたマントウがなくなったので、みんなから少しづつ出しあって食べさせた。また、仕事を規定以上にやると申告してやると、煙草が二本増配されたので、彼らは喜んで、もらった二本のタバコのうち、一本は大人(たいじん)にやると喜びをわかちあった」(小滝支社古川義雄談)。

第四節 戦時下の事務所

一九四二年九月、大政翼賛会の第十調査委員会(労働に関する事項を審議する)は、「女子労働供出対策」について、次のように総

裁あて報告した。すなわち「現下の緊迫せる情勢下に於て殊に男子労力の不足甚しき状況に鑑み大政翼賛会に於ては一般的労務供出運動の一翼として強力に女子皆労運動を展開し、特に直接国防に必要な生産部面への動員を促すべし」と（大政翼賛会「調査委員会報告書」二〇七ページ）。

右のような情勢であったから、銀行・商社などの事務所は、婦人労働者が主力を占めるのが当然のなりゆきであった。日本銀行の行員たちが、「職場の歴史」を書く運動のなかで、次のような手記をまとめている。

昭和十二年には中日戦争がはじまり、インフレは進み、お札が増発され、出納局の鑑定課では、女子室が新設されました。女子の採用は急増しました。予算の増嵩、国債の発行増加等、国債、証券、国庫とあちこちで、女子の仕事は増える一方だったので。お昼休みには、行員さん達から、戦況の説明や皇軍の戦果の報告等、お話をみんなで聞いたものです。給食のおひるはすでにパンでした。帰り途、アンミツを喰べるのも流行の一つでしたが、まもなくそのアンミツが喰べられないようになったのです。

戦争は日に日に拡大して北へ南へ、太平洋の島々へと、銀行からも沢山の陸海空の戦士を送り出しました。守衛長の万歳で歓送しました。新入男子は、顔も出さずにそのまま入隊してしまうのでした。男の人がグングンへりました。年配の人と女子だけが、暖房のなくなったつめた石の建物に残されました。鑑定課では、重い硬貨袋も女子が運びました。兌換箱を積み降ろし、警報がなると現金を全部四階から地下の金庫へ運び降ろしました。何貫奴もある証券を背負って待避する日を繰り返しました。お札の引取りにゆくトラックに積んだ荒木箱の上にモンペに色褪せた宮廷服をきた女の人の姿がみられました。荒縄とカナズチを持った発

券の人達の手は荒れていました。国庫や国債では、係長と次席位が男で、照会文なども皆女が書き、教わる人もないまま自分のカバンで処理し、こなしていました。分散疎開した仕事のために出張もしました。代理店検査にも行きました。

十八年十二月には、五十名の挺身隊員、跡見高女の卒業生が各職場に入り、徴用のがれのための縁故者など、常時入行者がある反面、疎開や罹災のため退職する人も多く、落着かない、はかないほどの人の往来でした。それらの人を退めさせないために、銀行では女子寮を建てたり、疎開先の支店へ転勤させたりしました。その頃、「女子の」年長者に「カントク」という辞令が出され、身分的な面で待遇しました。四年勤続位で「トクタイ」という肩書をいただいたりしたのですが、お給料は相変わらずでした。毎朝仕事はじめに海軍体操をやり、大詔奉戴日には集会室に並び、又女子青年隊が組織され、近所の小学校で分隊行進などをやったり、救護訓練までやりました。十九年十二月には、学徒報国隊が鑑定室に入り、回収アルミ貨を選別して、飛行機増産のために働きました。その反面、銀行から軍需工場へ集団徴用で行かされたのでした。

空襲がひどくなると、出勤状態は急速に悪くなりました。大空襲のあった三月十日の後では、出勤しない人の生死を訪ねて、黒こげて煙のくすぶる道を、何時間もテクテク探しに行ったりしました。暗くたれこめ、ひと気の乏しくなった東京の焼跡で、灰を吹く風のなかを、電車さえ停った、艦載機の爆音の下の地面をはって、防空頭巾の中で汗ビッショリになりながら毎日通った人たち、女の人は能力を出しました。中央銀行の窓口が、一日だって開かなかった日はなかったのです。

八月十五日、苦しかった戦争は終わりました。そして、女の人達

はたくさんのものを失っていましたが、唯、仕事を、大きく遠くまで手をのばして自分の机の上で充分に処理したその経験を、得たのでした（銀行労働研究会「ひろば」一九五六年十一月一日一五号）。

第二章 労働災害

第一節 労働力不足と「安全運動」

青壮年男子を中心とする兵力動員が大規模となるのに伴って、労働力の著しい不足がおこり、生産のない手は老幼、婦女子、転業者および徴用者などで代替されるようになってきた。これら未経験者の就業が増大し、しかもきびしい監視のもとで最高の能率が強制されたから、当然のことながら、戦時下には労働災害が増大した。

太平洋戦争の開戦当時は、工場法、労働者災害扶助法および鉱業法などにもとづいて、各工場・事業場（厚生省主管）と鉱山（商工省主管）に対し、次のような規定が実施されていた。

- 「工場危害予防及衛生規則並同施行基準」（昭和四年公布、部分的改正二回）
 - 「土石採取場安全及衛生規則」（昭和九年公布）
 - 「土木建設工事場安全及衛生規則」（昭和十二年公布、翌年改正）
 - 「鉱業警察規則」（昭和四年公布、昭和十六年改正）
 - 「石炭坑爆発取締規則」（昭和四年公布、昭和十六年改正）
- そして、一九四〇年九月には、商工省令第六十九号をもって「石炭坑用爆薬類及機械器具取締規則」が公布され、一方、厚生省には

「国立産業安全研究所」が設立された。この研究所は、一九四二年一月になって厚生省研究所へ統合され、産業安全部と呼ばれることになった。

これら一連の政策も、労働者保護に趣旨が存するのではなく、侵略戦争遂行のための手段にすぎなかったことは、いうまでもない。たとえば、一九四二年七月に、厚生省と商工省が主唱して行なった「戦時産業安全週間」の標語は、「誓って安全、貫け聖戦」であった。

また、「安全運動」は、労働者に対する天皇主義の思想教育としての役割をになつていたのである。大日本産業報国会理事であった蒲生俊文らによって宣伝普及された「安全頌」なるものは、「大霊これを天地に受け、肉身これを父母に嗣ぐ。万世一系の聖天子上に在し、秀麗の山河永へに存す。吾らこの神州に生を受け、体健かに気澄みて、今日も亦生産の業に従ふ」という書出しであった。戦時中の労働者は、この「安全頌」を、毎朝整列して朗誦させられたのである（蒲生俊文「戦時下の産業安全運動」参照）。

第二節 戦時労働災害の傾向

戦時労働災害の傾向を明らかにするために必要な資料は、まったく乏しく、かつ不完全である。本節では、非常に限られてはいるが、われわれの入手しえた統計資料を中心に、主要な点を分析しておこう。

第一。太平洋戦争が開始された一九四一年の工場における労働災害は、勤労者一千人当たり三五・七三を記録し、前年に比べると〇・九三の上昇を示した。一般に、戦争の激化は、労働災害の増大を示している。また、傷害の程度をみると、労働者の無権利状態が急速に進行しているにもかかわらず、統計上の重傷者が〇・二〇、軽傷

者が一・一二と、それぞれ増加したのが注目をひく。

第二。一九三九年から一九四一年へかけての統計をみると、一六歳未満の年少労働者の死傷百分率が、九・〇、九・二、九・六と上昇している。そして、戦時労働災害においては、死傷総数の三〇%以上が、二〇歳以下の若年層によって占められていることも、大きな特徴である。

第三。太平洋戦争が開始された当時、工場火災による被害が、大きな問題になっていたことをあげておく必要がある。とくに、一九四〇年の工場火災は、件数一二九一、死者八九、負傷者三九六という記録的な結果を示した。

第四。鉱山における労働災害は、とくに激増した。この点に関しては、協調会「戦時労働事情」(一九四三年刊)さえ、次のように論じている。——「災害事故の原因について見るに其の主位を占むるものは落磐、鉱車及び機械等に因るものにして、斯る現象は未経験従業員の激増、資材の入手困難に依る設備の不完全、勤労強化に因る注意力の減退等が其の誘因となる場合の尠からざることを推察し得らるのである」と。